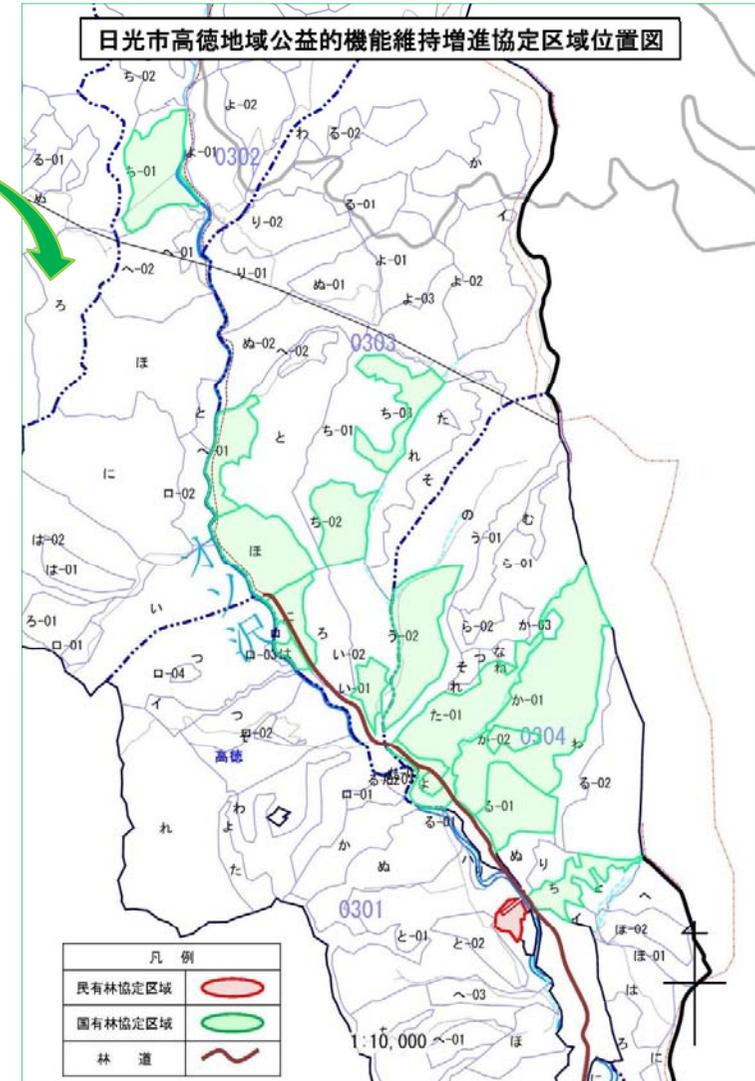


◆◆日光市高德地域公益的機能維持増進協定の概要

森林法第10条の15に基づき「民有林所有者1名」と「国（関東森林管理局長）」が、日光市高德地域において公益的機能維持増進協定を締結し、協定区域内の民有林（写真1）と国有林を国が一体的に必要な森林整備（間伐）を実施します。森林整備（間伐）を実施することにより、山地災害の防止や水源のかん養など、民国双方の森林の公益的機能の維持増進を図ります。



- ◆協定締結箇所：栃木県日光市ヲソ沢
- ◆協定締結者：民有林：栃木県日光市在住1名 国有林：関東森林管理局長
- ◆協定締結年月：平成28年2月9日
- ◆協定面積：民有林：0.52ha 国有林：40.14ha
- ◆森林施業：民有林：間伐（存地） 国有林：間伐（存地及び搬出）
- ◆協定の有効期間：平成28年4月1日～平成30年3月31日
- ◆森林整備の実施者：国（日光森林管理署長）